



感染症患者等に対する偏見・差別や誹謗中傷はやめましょう

次の行動は、厳に慎んでください。

- 感染症患者・濃厚接触者等の「詮索・特定」
- ソーシャルメディアなどでの感染症患者等の「個人情報の拡散」
- 感染症患者やその御家族・勤務先に対する「嫌がらせ」
- 医療従事者等に対するサービス提供拒否等の「排除的な対応」をはじめとする「誤解や偏見に基づく差別的な言動」

また、濃厚接触者等に該当する子供たちに対する適切な御配慮をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談について】

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談については、青森地方法務局に設置されている下記の相談受付へお問い合わせ下さい。

- **みんなの人権110番**：0570-003-110（月～金 08:30～17:15） ※ 土日・祝日・年末年始を除く
（おかけになった最寄りの法務局の人権相談窓口へつながります。）
- **インターネット人権相談**（<http://www.jinken.go.jp>）